第7回白井市立桜台小学校・桜台中学校給食のあり方検討委員会会議録

## ○会議日程

令和4年8月26日(金)

- 1. 開会
- 2. 本日の日程の確認
- 議事 提言書の最終確認
- 4. その他
- 5. 閉会

## ○出席委員等

委 員 渡邊 智子

委 員 田谷 徹郎

委 員 近藤 健司

委 員 阪野 雄

委 員 廣田 桂子

委 員 小野 義勝

委 員 當瀬 徳隆

委 員 久保 利枝

○欠席委員等

委 員 大塚 成男

委 員 永田 浩之

## ○出席職員

教育部長 本間 賢一

教育部参事 宗政 隆雄

教育総務課長 金井 早苗

学校給食センター長 久古 耕平

教育支援課 大友 桂

午後3時05分 開 会

○事務局 会に先立ちまして、2点、確認をさせていただきます。

まず1点目です。本検討委員会は、白井市審議会等の会議の公開に関する指針の第3条、会議公開の原則にのっとり、公開とさせていただきます。

続いて2点目です。議事録作成の都合上、録音をさせていただいております。

以上2点です。よろしくお願いいたします。

マイクなのですけれども、このお尻の部分がスイッチになっています。押すと、今、赤い部分が緑になりますので、それを確認してからお願いします。

それでは、ただいまより第7回白井市立桜台小学校・桜台中学校給食のあり方検討委員会を始めます。

本日の検討委員会は、検討委員10名のうち8名の出席、2名欠席となっております。白井市附属機関条例第6条の2の規定により、過半数が出席されておりますので、本日のこの委員会が成立することを申し上げ、始めさせていただきます。

今回の内容ですと、大体15時30分から16時までには終了できるかと思いますので、御協力よろしく お願いいたします。

では、本日の日程を御説明いたします。次第を御覧ください。

本日の第7回検討委員会では、前回の話合いを受け、桜台小学校・桜台中学校の給食のあり方について提言を行うための提言書の最終確認となっております。今回配付しました提言書は、あらかじめ2回委員さんに見ていただき、御意見をもらい、それを基に手直ししたものです。この会が終了しましたら、一度この会を終了させて、本庁舎の2階で検討委員会として、井上教育長に提言書とその他資料の提出を予定しております。

それでは、委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長 皆さん、こんにちは。第7回ということで、お集まりいただきましてありがとうございます。

今、事務局からもありましたけれども、気温そのものは一時より大分下がってきたように思いますけれども、逆に湿度がここ数日、大分上がってきて、どっちがいいのかな、個人的には気温が高くて、からっとしているほうがいいのですけれども、そんな感じの今日この頃で、またしばらくこんな天気が続くようです。皆さんも、健康にもくれぐれも御留意いただければと思います。

今、説明がありましたように、第7回、一応予定では今回が最終回ということになろうかと思います。

若干振り返りますと、第6回、前回のときにいろいろな御意見を踏まえた形で、提言素案というか提言案という形で整理していただいたものを、さらに御意見頂いた上で、何か所か修正箇所がありました。修正したほうがいいだろうというところがありました。その部分を最終的に修正をするという前提で、意見の一致が最終的に見られなかったということもあったので、採決を行いました。その結果、お二人の方が反対ということで、会としての全会一致という形にはなりませんでしたけれども、一応その段階で、会としての意思は確認できたということになると思います。

その後、修正を前提としてということでしたけれども、修正箇所について皆様方と事務局の間で、 2往復ですか、意見交換、確認をしていただいて、最終的にそこを直した部分が今回、提言書という 形で、案が取れたような形で多分お手元にお配りされているかと思います。

その際に、前回のときに皆様方に確認していただいた後でさらなる修正、それは恐らく字句の問題だとか、てにをはの問題とか、言い回しの問題ですとか、そういうことだと思いますけれども、その辺については、事務局と私に御一任いただきたいということで御了解を得たところですけれども、せっかく今お集まりでございますので、皆様方から、ここは直っていないとか、私の説明した趣旨と異なっているというようなことがあれば、御発言をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○委員 最終版頂きまして、認識がちょっと違うなというところがありましたので、発言させていた

だきます。

6ページの(6)の中ポツ二つ目、これ、委員にお伺いしたいのですけれども、第6回のときに、ここに「小学校の調理場を親子方式として増設する場合、その期間、給食が提供できず、保護者に負担を強いることになる。」を記載することとしたということで、この「給食を提供できず、保護者に負担を強いることになる」というふうに断言されていますけれども。前回、想像で推測で期間をおっしゃっていたのですけれども、ここ何か理由があるのでしょうか。できれば、根拠となるものがあれば教えていただきたいです。

○委員 ただいま御指名をいただきましたので、御説明をさせていただきます。

調理場が使えないという期間について、家族に負担を強いることになるということについて、何か 根拠はありませんかというような御質問だったかと思うのですが。一般的に考えて、そこの調理場が 使えない時期、工事中は使えないというのが一般的かと思います。その期間については、前回もお話 をさせていただきましたけれども、私の想像で期間を言ってしまった件はありましたけれども、一般 的に考えて、工事中は使えない。使えないということになると、どこから給食を持ってくるのかとい うことを考えると、お弁当とかになるのかなという一般論としてお話をさせていただいたところです ので、その根拠はということになっても、回答に困るかなというふうに思っております。

○委員長 どうぞ。

○委員 今おっしゃっていたのは、一般的に考えてみて弁当になるかなということなので、ここが断言で「強いることになる」とはっきり書くのは、どうなのかなと思います。

給食センターの建替え、増し、新しく新設して移設するときに、議論にここなっているのですけれども、そのときは、市のほうで給食の代わりに弁当を用意しましょうという話がありました。ここの親子方式について議論する場がないのに、ここで断言するのは、どうかなと思います。

○委員長 ちょっと待ってください。今のところは、5ページの上の真ん中辺りの⑧に、なかったけれども、前回の委員会でこれを記載すべきだということの意見が出て、それで委員会として記載するということにしたのを5ページの⑧として反映させたということなので、第6回、前回の委員会で、この部分については議論がされて、了解がされた部分だと思います。そういうことではなかったですか。

○委員 前回のときの議事録を見ていただくと分かると思うのですけれども、「強いることに」も記載したほうがいいのかなという発言が入っていまして。ここで断言するの、何かしらエビデンス、何かしら根拠となるものがないと、ここで断言できないのではないのかなと考えております。

- ○委員長 そうではなくて。
- ○委員 最終版で初めて、こう出てきたので、2回やり取りして。
- ○委員長 この部分については、第6回の委員会で記載することとなったので、最終版の提言の5ページの⑧に追加をしたということなので。その根拠について、この場で議論する段階は終わっているということだと、私はそういう理解をしておりますけれども。この文面は、あらかじめメールでも差し上げてあるので、今回初めて御覧になったと今おっしゃいましたけれども、メールで差し上げている部分なので、確認はしていただいたということだと思うのですけれども、そうではないのですか。
- ○委員 確認して発言しています。これ1回目のとき、なかったのですよね。2回目、最終版が来たときに、ここが入ってきて最終版ですというふうに来たので。

- ○委員長 そのときに、御意見があれば言っていただければよかったのだと思いますけれども。
- ○委員 これが最終版ということで来たので。
- ○委員長 前回のお話では、修正箇所を修正するという前提で採決をしましょうと。その修正箇所が確かに正しく修正されたかどうかを当日ではなくて、あらかじめ前にメールでお送りをして確認していただくことにします。その後の先ほど申し上げた、てにをはとかの部分については、その後は委員長と事務局に御一任くださいという形で最終的に整理したのですけれども。この部分をもう一回ということになると、その辺の手続といいますか、御意見があるのであれば、そのときに言っていただければ。

そもそも、第6回の議事録は、すぐ出ませんけれども、第6回でこういうことを記載するということが委員会として合意をされた。5ページの⑧番に追加したと。その根拠は何だという、その手元にないような議論は、申し訳ありませんが、今の段階でする時期ではないのかなというふうに思いますが、いかがですか。

- ○委員 根拠もなく、ここに記載するという認識でよいでしょうか。
- ○委員長 この議論は、第6回の7月12日に行われたことだということです。その根拠は何かということであれば、そのときにおっしゃっていただければよかったのですが。
- ○委員 ここの根拠もなく記載して、「給食が提供できず、保護者に負担を強いることになる」とい うふうに根拠もエビデンスもなく記載して、いろいろな方、これ読んだ方に誤解を招くのかな。
- ○委員長 ですから、何で第6回のときに、そのことを言わなかったのですかと申し上げているのです。
- ○委員 第6回で反映したものが1回目に来て、1回目のときにはなくて、最後の2回目、最終版ですといったときに、そこで記載があって、それ以上、もう最終版ということで来ているので、最後に確認させていただいております。
- ○委員長 事務局、これ第6回の議事録で何ページ辺りですか。すぐ出ますか。
- ○事務局 ちょっとお待ちください。今、私も議事録、上に置いてきてしまったので、今持ってきて もらっていますので。
- ○委員長 すみません、私も今確認しますので、お待ちいただきたいと思います。
- ○委員 あと、給食が提供できずというところなのですけれども、議事録を読んでいますと、工事期間中については調理ができないというようなことから、保護者の負担を強いるというところは、できれば載せていただきたいなという記載なので。
- ○委員長 議事録の何ページですか。
- ○委員 これはページは、すみません、ワードで見ているのでページ番号が振られていないので。 5 ページ、真ん中ぐらいですか。すみません、ページが表示されていないです。ワードのページで 5 分の 5 とはなっていますけれども。
- ○委員長 どうぞ、委員さん。

## ○委員

議事録の中で、委員が前回か前々回のときに話させていただきましたけれどもということは入っているのですけれども。提言書の第5回のところ、5ページの8に、もう既に「その期間、給食が提供できず、保護者に負担を強いることになる」と言われているので、第6回のときに言っても、もう同

じことの繰り返しになるのかなと思うのですけれども。

○事務局 今ちょっと確認したところ、素案の2のときに、小学校の調理場を親子方式として増設する場合、工事期間が7から8か月で、その期間、給食が提供できないという場合、保護者に負担を強いることになるという記載があったのですね。そのときに、ここの部分の工事期間が7から8か月というところがちょっと曖昧だったので、ここだけ削除してくださいというような内容だったと思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○委員長 委員、どうぞ。

○委員 今のところの文章なのですけれども、もし給食ができない場合に、お弁当等で対応するという意見があったのであれば、®の文章を「その期間、給食が提供できず、別途対応が必要になる」とか、そういう文章にしておけばいいのではないのでしょうか。誰かの負担というよりは、何かしら対応はするということですよね。だから、ここの「保護者に負担を強いることになる」ではなくて、「別途対応が必要になる」というふうにすればいかがでしょうか。

○委員長ありがとうございます。ちょっとお待ちください。

今、議事録を確認したのですが、第6回の16ページ、いろいろと7か月、8か月という根拠がないことを言っちゃって申し訳ありませんでしたと、その辺を削除してくださいというのを委員のほうからお話があって。「ただ、工事期間中については調理ができないというようなことから、保護者の負担を強いるというところは、できれば載せていただきたいと考えております。」これ委員の発言です。私が「委員さん、それでよろしいですか。」と言ったところ、「はい、いいです。」というふうにお答えになっているのです。事務局のほうで、その箇所は修正してくださいということで整理をさせていただいたのですが。これは、議事録のそのままです。

○委員 この第6回の後に、この提言書案送られてきて、そのときは記載がなかったのですよね。ここは削除されたままになっているなという認識。次、2回目、最終版ですと送られたときには、もうこの形になっていまして、確認する暇もなくですね。

むしろ、委員さんからの発言で「別途対応が必要になる」というのが妥当なのかな。根拠もないことを「給食が提供できず、保護者に負担を強いることになる」というよりも、「別途対応が必要になる」のほうがいいかなと思います。

○委員長 その前に、先ほど私が読み上げた部分の前に、事実がよく分からない工期の部分が、ただ、いずれにしても、工事期間中には調理ができないので、その間に御父兄の方に負担をかけることは確かなのです。それも含めて、例えばこの7か月、8か月を削除して、どうしても載せてほしいとか、あるいは、そういった不明確なことを言っちゃったので、これ削除を了解すると、その辺はいかがでしょうか、今の私の発言ですけれども、それで皆さんにお諮りをし、委員のほうから、「工期のところは、事実にない工期の期間が入っておりますので、ここは申し訳ありませんが削除していただく形で。ただ、工事期間中については調理ができないというようなことから、保護者に負担を強いるというところは、できれば載せていただきたいと考えております。」「委員さん、それでよろしいですか。」「はい、いいです。」「では、事務局のほうで今のところは修正してください。」という形で、第6回で整理をさせていただいたのが、今回の最終提言の6ページの上のほうです。先ほどの2ポツ目です。

「小学校の調理場を親子方式として増設する場合、その期間、給食が提供できず、保護者に負担を

強いることになる。」を記載することとしたという第6回の議論があって、それが今回の5ページの ⑧に反映されているということ。そういう整理だと思いますが、委員さん、それ前回了承しているで はないですか。

○委員 このときは、工事期間を削除について了承しました。できれば載せていただきたいと考えていますと、その後にいいですかというので、「はい、いいです。」とは言いましたけれども、その後に出てきた提言書に記載がなかったものですから、確認する、意見出しをすることができなかったというのが私の意見です。

- ○委員長 それは、第6回の後に、最初にお送りした提言書ですか。
- ○委員はい、そうです。
- ○委員長 事務局、それは載っていないですか。
- ○事務局 1回目の送付のときは、私が載せるのを忘れて、2回目のときに載せたときに、このようにメールに書いて載せているのですけれども。提言書、議案②で、私の漏れ落ちで委員さんからの部分が抜けていたので、これを新たに記載しましたというふうに断りのメール内容を載せています。
- ○委員長 私も今そのメールの分は、紙ベースですけれども手元にありますけれども。確かに私の漏れ落ちで委員さんからの部分が抜けていたので、これを新たに記載しましたということが書かれています。

それから、先ほどの先生からの御提案なのですけれども、ちょっと委員さんの発言趣旨とずれてしまう可能性があるので、そこはある程度、正確性は担保したほうがいいのかなと思います。

ほかにも皆さん、御意見があれば伺います。

- ○委員 今、正確性とおっしゃっていましたけれども、事実、根拠、エビデンスがない発言について は、このままでよいという認識でいいでしょうか。
- ○委員長 ですから、その部分は第6回で議論された部分なので、第6回のときに意見として出されるのであればよろしいけれども、第7回で議論する中身ではないというふうに先ほど来、申し上げております。
- ○委員 今日、提言書の最終確認をする場です。事実根拠のないものは載せないほうがいいのではないのかと私は考えております。
- ○委員長 ただ、委員が発言されたことは確かですので、それがこの委員会としても、ある程度了承されたわけですから。委員さんの御意見も相当提言の中に、提言というか最終提言ではありませんけれども、議論の経過という形で載せさせていただきましたけれども、それも個人の御意見にわたる部分も、ある程度は取り込んであるのではないかと思うのですけれども。
- ○委員 この「給食が提供できず、保護者に負担を強いることになる」という発言について、今、議論させていただいている認識なのですけれども。これについては、特に根拠はないという認識でよいでしょうか。
- ○委員長 根拠がないというか、委員からそういう発言があったことは確かなことです。議事録にも 残っています。それを前回の議論で、それについても委員のほうから載せていただきたいという御発 言があったので、委員さん、いかがですかと言ったら、分かりましたという御了解を得られたと。そ れは議事録に載っていることですので。
- ○委員 議事録に載っていることですけれども、工事期間中を想像して推測で発言していました、そ

れについて削除させてくださいということについて、私は、はいと言ったつもりです。

- ○委員長 それは分からないですね。私は、そういうつもりで聞いていませんから。
- ○委員 1回目の案が出されたときに、それが落とされていたので、私としては、これについては載っていないのだなというふうに思っていました。

次、最終版ですといったときに、事務局のほうから送られてきたときに、これが最終版ですと来た ので、今日、発言しようかと思って。

○委員長 発言されるのは別に構いませんけれども、その部分についても事務局のほうで、私の漏れ落ちで抜けてしまったので記載させていただきましたということをきちんと皆様方にお知らせしているところですよね。

○委員 この⑧番の保護者に負担を強いることになるというのを素直に読むと、その期間、保護者が 給食を作ってくることになりますよというふうに読めますよね、素直に読めば。

ただ、そのところがはっきり断定できないのであれば、「保護者に負担を強いる可能性がある」とか、断定できないのであれば、語尾を「なる」ではなくて「可能性がある」というふうにしておくというのはどうですか。今こんなことを言っては何ですけれども。はっきり、絶対にそうなったら保護者がお弁当を持ってくるんだよというのでなければ、「可能性がある」というふうであれば、どっちかなという。どっちかと言えば、そうなんだなというふうに取れるのではないかなと思うのですけれども。「なる」となると、必ずその場合はお弁当を持ってくるのだなということになるように読み取れると思います。

- ○委員長 いかがですか。
- ○委員 多分、論点が今二つあるのかなと思うのです。

一つは、第5回のときの⑧番ですね。このときに話合いを行っていましたというのは議事録で載っておりますし、それを第6回の議事録で、この表現について委員のほうからも了解を得ていると。ですので、結果的にそれが今回の提言書という形で載っているので、内容について了解できないのであれば、その時点で議論をしていくべきであろうという視点が一つ。

もう一つが、第5回、第6回の私が発言した内容を変えて、今回ここに載せてはどうかということになっているかと思うのですが。第5回、第6回のときに発言をしたものについては、私は今のこのときになって、そこを削除するとか内容を変更するというのは、そぐわないかなと思います。今までの検討会の中で積み上げてきたものが、ここで崩されるということは、違うのではないのかなというふうに思っております。

- ○委員長 委員さん、いかがですか。
- ○委員 今日は提言書の最終確認ですので確認させていただきたいのですけれども。委員さんは、工事期間中は想像で推測で期間を述べて、ですけれども、今回は断言して、給食が提供できず。ここ給食が提供できずではなくて、議事録を見ると、調理場で給食が作れずとかになっているのですけれども。給食が提供できず、保護者に負担を強いることになるというふうに今回、断言されているので、それについては、想像、推測ではなく、はっきりとした根拠があるというふうに認識でよろしいでしょうか。給食センターのときに、改修とか移設のときには、市のほうで弁当を作りましょうという話になっています。ですので、認識の確認をさせていただければと思います。
- ○委員長 委員。

○委員 認識を確認したいということなのですが、それは過去の議事録、会議の中において、私の内容を変更しなさいということなのでしょうか。

○委員 はい、そうです。委員さんからも御提案がありましたように、別途対応が必要であるとか、 そういう「なる」という断言ではなくて「可能性がある」とか、ちょっと表現を変えたほうがいいの ではないのかなと考えております。

○委員長 今、委員からもお話がありますように、これまで議事録は読んでいただければ、そのとおりに発言がされてきているわけなので、そこで了解をされてきたので、最終取りまとめに当たって、それを別の表現に言い換えるというのはいかがなものかというのは、委員、今までそういう蓄積があるということですよね。ですから、何回も、今回だけではなくて、以前にも委員さんには申し上げましたけれども、積み上げてきたものをまたもう一回戻すような議論は、これだけ皆さんお忙しい中をお集まりいただいているので、できれば避けていただきたい。この部分については、前回議論して了解されたもの。一部、事務局が修正漏れがあったと、申し訳なかったけれども、最終の確認の段階で戻して、そこに悪意があったわけではないということなので、その辺は御理解をいただきたいと思いますが、いかがですか。今の発言は議事録には残ると思いますので。今回のですね。

○委員 繰り返し確認させていただきますけれども、「給食が提供できず、保護者に負担を強いることになる」というのは、推測でもなく想像でもない事実を述べられているということでいいのですか。 ○委員長 冒頭に委員のほうから、一般論として通常想定できることだというようなことで発言をしたというお話がありましたよね。

○委員 であれば、私の通常こうかなという考えがありまして、小学校の敷地に、広いので、増設する間は普通に給食を作れるのかなと。増設した分、壁を壊して接続する間、中学校のほうでご飯を炊くとか、弁当でおかずのほうを用意するとかできるのかな、いろいろな議論ができるのかなと考えております。その議論もせず、ここで断言してもよいのでしょうか。

○委員長 議論したかったのだったら、そのときに発言されればよかったのではないですか。

○委員 第6回のときに、その工事期間は想像、推測で話をされて、それ消します、その後に、できたらいいなというところについて、次、提言書、事務局から1回目来て、記載がなく、最終版ですというときに記載があって、意見ができない状況となっております。

○委員長 すみません、時間の関係もありますので、委員にはさっき申し上げたように、御発言は今 回の議事録には恐らく載って、最終的に市民の皆様に公表されるものだと思いますので、そういうこ とで、ほかの委員の方、いかがですかね。この部分は、原稿のままということでよろしいでしょうか。 うなずいている方が5人ということなので、そのような形で対応させていただきたいと思います。 ほかにございますか。

○委員 第6回で私、結構、大半ほとんどいろいろな意見出しをさせていただいたのですけれども、こういった私のほうの提言書に対する意見について資料を御用意いただいて、これについていろいろと発言させていただいた、資料について発言させていただいたのですけれども、私の発言の部分がほとんど、私からこの第6回の提言のところが、意見交換の内容が一文で終わっていたので、ここについて、ほかの会と同じように記載をお願いできませんかとしたところ、私の発言が記載がなく、主に私が大事にしていた発言というのが載っていないです。ですので、悪意がないというのは、私の認識ではありません。

○委員長 それは、委員の発言部分を直し忘れたというのが、悪意ではないということに対する反論ですか。

○委員 委員がおっしゃった「給食が提供できず、保護者に負担を強いることになる」というのは、 今ほかの6名の方が、根拠はないけれどもそれでいいとおっしゃっていて。この第6回の意見交換の 内容をそのほかにも見たときに、私がこの第6回のときに発言したものは載っていないので。

載せていただきたいというところを、最終版でこれが来たので述べさせていただきますけれども、 私は、第6回で4の提言の案について、桜台小・中学校の調理場、調理施設、設備の老朽化、そこで 働く栄養士、調理員、計19名、男性1名、女性18名の雇用、自校方式が桜台地区の最大の特色となっ ていることを考えてみると、自校方式の継続が望ましいが、市の財政状況が厳しいことから、桜台小 学校の調理場を増設し、桜台中学校の調理場と統合することにより親子方式とすることは適切である といった考えを発言させていただきました。ここ重要な部分なのですけれども、ここの部分とかも記載もなく。

○委員長 それは、委員さんの個人的な御意見が述べられた部分なので、委員会としての提言の中に 盛り込むかどうかというのは、この委員会の場で決めることだと思います。恐らく最終提言と180度 とは言いませんけれども、90度か100度ぐらい違う御提言なので、それについては載せないと。載せ ることによって、また混乱する。ただ、議事録には残っておりますので、そちらのほうを参照いただ きたいということだと思います。

それで、最終的に委員さんは反対をされたわけですから、その反対という意思表示があったわけですから、それで御了解いただくというわけにいかないのですか。発言を全部ここに載っけているわけではないと。要するに、最後四角で囲った提言に至った経緯の中のさらに主なものを各会の概要として載せてあるものなので、それは、委員さんがそのようにお考えで発表されたということなので、それについては、第6回の最終的なまだ案の段階でしたけれども、案で示した段階では、当然それは載っていないし、御発言されるのだったら、そのときに私のやつも載っけてくださいとおっしゃるべきだったのではないですか。

○委員 ここも1回目のときに記載がなくて、6回終わった後に事務局から提言書の案ですというふうに送られたときに、これについても一文で記載がなくて、2回目載っているときに、もうこれ最終版ですと来たので、今、その最終確認ということを述べさせていただいております。

面白いのが、ページの番号の振り方がおかしい、表紙番号についているとか、誤字がありますよとか、改行がおかしいですよと、あとインデントとかそろっていないですよといったところ、あと誤字がありますよというのは全て反映されているのですけれども、私の発言だけがない。

○委員長 委員さんの発言を全部この中に盛り込む必要がないわけで、ほかの委員さんの発言も全部 載せるわけではない。

それと、繰り返し申し上げますけれども、第6回のときに最終イメージを1回整理している。整理していて、この後変更する箇所は、ここと、ここと、ここですよねと確認をして、それを修正する前提で採決をしますと言って採決をしたところ、お二人の方が反対された。それはしようがないですね。それでは、そのとき前提とした修正箇所が正しく修正されているかどうか、メールで何回か確認をしましょうと。その後の、てにをはレベルのものは、委員長と事務局に御一任くださいというふうに前回整理しているのですよ。それを何で今になって、私の意見が載っていないということを言うのであ

れば、前回申し上げていただかなかったら困る話ですよね。

○委員 認識の間違いがあるのかもしれないのですけれども、第6回のときに、1回確認、やり取り しますよと。それを反映したものを最終版で送りますよというふうに発言されているので、何回かと いうのは認識の間違いがあると思います。

○委員長 揚げ足取らないでください。1回やったところ、漏れがあったから、もう一回送ったのではないですか。1回だというのだったら、1回で終わりにしなくちゃいけなかったのですか。それは違うでしょう。違いませんか、それは。

○委員 1回目なくて、2回目出てきたときには最終版で送られてきていますので、今、確認をさせていただいております。

○委員長 だから、自分の意見が載っていないというのは、第6回で発言すべきことだったのではないですかと申し上げているのです。

○委員 第6回には、ここのページの意見交換とか内容確認の記載はないです。6回が終わった後に 記載が載っているので、そのときに、ここについて議論することはできなかったと思います。

○委員長 そうではなくて、「スケジュール的には、恐らくこれで修正箇所、本来であれば私と事務 局に御一任をしていただければ非常にありがたいのですけれども、皆さんが御心配だということであれば、1回メールのやり取りがあって、最終的にこう直しましたということを確認していただいて、さらにその後に、てにをは程度になるのですけれども、修正については最後、事務局にしていただいて、次回に提出した上で、最終的に提言を取りまとめて教育長に提出するという段取りになろうかと思っています。それでは、時間も迫ってまいりましたので、今までの議論を含めてどうしましょうか。修正箇所がありますので。ただ、最終的にその内容もありますので、提言について先ほどのお話があった修正箇所を修正するという前提で、これから採決を行いたいと思います。この修正を前提とするということで、こういった形で最終取りまとめに入るということでいかがでしょうか。御異議のある方、いらっしゃいますか。」

委員さんは「進め方自体はいいと思います。ですけれども、提言の内容は、私は反対ということですね。」と私が申し上げて、「すみませんけれども、ちょっと承服できないです。」「それはしようがないですね。」という発言が議事録には残っております。

先ほど申し上げましたように、前回は修正箇所を確認した上で、それが確かに確実に修正されているということをもう一回皆さん方に確認していただいた上で、それを前提として採決をしましょうと。 その修正箇所については、もう一回メールでやり取りをして確認をしていただきます。

それが、事務局がちょっと失敗しちゃった部分があるので、1回が2回になった。それを委員さん、さっき委員さんに怒られましたけれども、それは最終確認をもう一度やったということだと思います。 それでいかがでしょうかということで前回お諮りをして、そのときに、委員さんは反対だけれども ということ、それがこの最終提言に、今の部分が載っていないからというのを今になって言われても、 これはもう手戻りできないです。何で第6回のときにおっしゃらなかった。あるいは、その前におっ しゃらなかった。

○委員 この最終案が届く前の第6回で、そのときに話してくださいといっても、ここの記載がないので、記載についての話はできないです。

○委員長 そうではなくて、委員さんが自分なりの提言案、さっき読み上げた部分ですよね、それを

この提言の中に入れてほしいというふうにおっしゃった。それは今日お話することではなくて、少な くとも第6回のときに言うべき話だったということを申し上げております。

○委員 事務局から1回目来て、ここのところが内容確認、意見交換の記載がないですよと、一文で終わっているので、ほかと同じように載せていただけませんかと話をしたところ、2回目、最終版で載って、こういうふうにしましたと送られてきたので、今こうやって発言をさせていただいております。

- ○委員長 今のは、どの部分の話ですか。
- ○委員 6ページの(6)第6回委員会の内容確認と意見交換。これ意見交換している、意見を述べているので、記載がないのはおかしいなと。
- ○委員長 ですから、では何で、メールを送ったときでも結構ですし、そういう発言をなさらなかったのかということを申し上げている。
- ○委員 事務局から「意見を頂き、以下のようにさせていただきました。御確認ください」と来ているので。あと、第6回の議事録にもあるように、一度確認させていただいて決定となりますというふうな発言がありましたので。
- ○委員長 委員。
- ○委員 今、話を伺っていますと、委員長のほうから、これこれについてはどうなのですかという質問、投げかけがあるのですが、それについて、委員が全然回答していないというふうに私、今聞いていて思っております。 1回目、2回目、事務局のほうの記載漏れがある。それについても、何回も何回も今この中で発言をされていますが、問いかけに対しての回答が一切ないというふうに私、見受けられるのですが、それはいかがでしょうか。
- ○委員 委員がそれをおっしゃられると、根拠もない、エビデンスもない、けれども、給食が提供できず、保護者に負担を強いることになるとおっしゃっている方が、そういう発言をされて、どうかと思います。

私が言いたいのは、1回目送られてきたときには、委員の発言もそうですし、ここの記載もそもそも一文ではなかったのですよ。最終版ですと送られてきたときに、ここに記載があって、私が指摘したページの番号がおかしいですよとか、誤字がありますよとか、ここの表現がおかしいですよと言ったところは全部反映しているのですけれども、ここのところに、意見交換したのに私の意見が載っていないということをおかしいというふうに発言しています。

○事務局 すみません、私のメール、いろいろやり取りさせていただいたのですけれども、その中で 最後、最終版という名前で出して「御確認ください。何かありましたらお願いします」というような 文言ってありませんでしたっけ。お願いします。

○委員 頂いたメールの最後に「たくさんになってしまいましたが、御意見を頂ければ幸いです」という文面を事務局から頂いていましたので、自分は特にありませんでしたので、連絡はしていません。

先ほどから委員長も何度かおっしゃっているのですけれども、そのたびに確認をということをおっしゃっている中で、御意見頂ければ幸いですと書いてあったので、委員さんには申し訳ないのですけれども、このメールが来たときに、最終版となっていますけれどもという質問があってもよかったのではないかなと今思っております。

○委員長 なるべく、今日予定をされている最終回でございますので、最終回で、反対の方は反対で

しようがないと思いますけれども、委員会として1年9か月ぐらい、皆さんお忙しい中お集まりいただいて、いろいろなお立場もあるし、お考えもあるし、いろいろな御意見、意見交換をして。第5回のときも、一番大事な会ですから、皆さんきちっと考え方を述べてくださいということを私申し上げて、全員の方に御発言をしていただきました。

第6回は、先ほど来、何回も申し上げておりますけれども、修正箇所を確認した上で採決をして決めました。修正箇所を確認する際に委員から、この私の意見が載っていないので載せてくださいという発言はありませんでした。それを今回になってその話をされるというのは、いかがなものなのですか。

○委員 委員長にちょっと。何度もおっしゃいますけれども、第6回のときに何度も、載せてくださいと言ってくださいとおっしゃっていましたけれども、6ページの(6)の第6回委員会のここの内容確認、意見交換については、1回目、事務局から来たときには一文で、特に記載はなかったです。ですので、ここについて、記載はしてくださいという発言はできなかったです。

○委員長 私が言っているのはそうではなくて、第6回、採決をしているのですよ。採決の前段で修正か意見が何か所かあったので、ここを確実に修正するという前提で採決を行いますという形で採決をしたのです。だったら、そのときに何で私の意見を載せてくださいということをおっしゃらなかったのですか。

- ○委員 もう一回言いますけれども、ここの記載は、1回目は一文で、なかった。
- ○委員長 そうではなくて、第6回のときの修正箇所を確認したんですよ。
- ○委員 ここの第6回の記載の内容を今、話していますね。
- ○委員長 そうではなくて、第6回はその会議ですから。ですから、第6回の議論のときに、私の意 見が載っていないから、それを盛り込んでくださいって発言はなかったですよね。
- ○委員 なので、1回目送られてきたときは、その記載がなかった。
- ○委員長 そうではなくて、ちょっとごめんなさい。先ほどの委員の話ではないですけれども、正確 に答えてくださいよ。
- ○委員 正確に答えます。 2回目のときに、1回目送られてきて、そのときに記載してくださいと言いました。
- ○委員長 そうではなくて、第6回のときに、この場で発言されなかったですよね。
- ○委員 ここの記載についての話というのは、意見交換した後に載る場所だと思います。
- ○委員長 そうですよ。だから、意見交換のときに出なかったでしょう、発言として。
- ○委員 発言しました。1回目のときになかったので記載をお願いしますとしたら、2回目、最終版ですと送られてきたときには記載がなかった。
- ○委員長 そうではなくて、委員会の場で、私の意見をこの提言書の中に盛り込んでくださいという 発言はなかったですよね。
- ○委員 もう一回繰り返しますよ。1回目のときに、資料にその記載はなかったので。
- ○委員長 そうではなくて、第6回で発言されていませんよね。修正箇所を確認したときに、私の意 見を提言書に載せてくださいということを言わなかったですよね。
- ○委員 繰り返しになっちゃいますけれども、ここ、意見交換をした後に記載が載るものだと思うのですけれども。

○事務局 申し訳ございません。第6回の委員会の意見交換の内容のことだと思うのですけれども、確かに最初に皆さんに送ったときは、私はほぼ入れていませんでした。それで、委員のほうから入れてくださいということがあったので、その会の主な議論内容を入れたつもりでありまして。

丸ポチの3つ目と4つ目、老朽化についての考え方、これ委員のほうから御意見があって、ここで議論があったと思います。それで、27年たち老朽化していることを確認したので、記載ということ。あと、桜台小・中学校の調理場17名の調理員、これが小学校、中学校で分けて入れるのか、もしくは人数は入れないのかという議論が結構されたので、私のほうで、委員の議論内容でもありました、入れさせていただきました。入れた上で、改めて委員の方々にメールを送り、もう一度御確認ください、何かあれば御意見くださいというふうに私のほうでメールは送ったつもりであります。

- ○委員長 その際に、委員のほうからは特段なかったということですね。
- ○事務局 はい、ありませんでした。
- ○委員 最終版を送ってきたときに、議事録も一緒に送っていただいたのですけれども、議事録について何かございましたら御連絡ください。議事録についてであって、提言については、もう最終版という私は認識しておりますけれども、いかがでしょうか。
- ○委員長 時間の関係もございます。この後、教育長の予定もございますので、そろそろ終結したい と思いますけれども。

前回、1回採決をしておりますので、改めて採決というのは形としておかしいので、特段ほかの委員の方から御発言ありますでしょうか。御意見等。

○委員 委員長、時間のないところ申し訳ございません。

以前からお話をさせていただいておりますけれども、私とこちらの委員がここにいるのは、学校現場からということで、子供たちと日頃、常に一緒に給食を食べているという立場でここにいさせていただいているのだなということで、これまでも子供たちの顔を思い浮かべながら、この場で発言もさせていただきました。

最初、委員さんがおっしゃられた、もし工事期間の間、給食提供が桜台小中のほうでできなかった場合に保護者負担になるという、これは根拠というようにおっしゃられると、なかなかそれを数字で示すとかというのは、この後いろいろな、また統計を取るための調べをしなければいけないので大変だと思うのですけれども。

客観的な根拠ではないだろうというふうにおっしゃられてしまうかもしれないのですが、私、教員生活の中で、35年やっているのですけれども、30年間、この白井市、あるいは白井市の教育委員会という白井市の関わりの中で仕事をさせていただいております。どこのほかの都道府県よりも、千葉県内のどこのほかの市よりも、私個人的には、白井市に一番愛着も持っている、自分ではそのつもりでおります。

30年間、35年間仕事をしている中で、給食が提供できないとなったときに、先ほどから出ている一般的にという表現になるのですけれども、まず学校側は、保護者にその期間、お弁当をお願いしますというふうに依頼するのが流れになります。その流れになる根拠は何かというと、ないです。保護者にお弁当をお願いするのが、一番確実にその日の昼食を子供たちに提供できるからです。

あと仮に、保護者のお弁当作りというのが非常に負担がかかるということで、いろいろなところから御意見を頂いたときに、これ今は、ただ思いつきでしゃべっているのですけれども、どこかの仕出

しのお弁当屋さんに、その期間中お弁当をお願いすると。当然、桜台小中で提供している給食、あるいは今、白井の給食センターが提供している給食よりも、子供の立場からしてみると、かなりさみしい内容の仕出し弁当になるのではないかなと。1日、2日だと、子供たち喜んで食べるんですよ。外からのお弁当、目新しいので。ただ、やはり保護者の方々、親御さんが作ってくれる愛情こもったお弁当、あるいは給食センター、小中の給食の人が作っていただく、栄養士さんがいろいろ考えて、子供たちからリクエストも取って作っていただいている給食に比べれば、それは大人が仕事の中で食べる仕出し弁当ですから、それをある期間、子供たちに食べさせるというのは、子供たちにも非常に申し訳ないですし。多分ですけれども、金額的にも当然、給食センターに日頃お支払いしている給食費よりも、仕出しのお弁当代のほうが高くつくという。

だから、何が保護者への負担なのかという定義もないですけれども、一般的には、どこから考えても保護者に負担を強いることにはなるのではないかなという。それを表記として、こういうふうに断定的に言ってしまっていいのかというふうに委員さんのお考えがあったので、なるほどというふうに思って聞いておりました。

6回目までのところで、委員長さんはこの会議を全部仕切っていただいておりますので、進行の中で、6回目までの我々が積み上げてきたものも当然尊重されなければいけないし、そういうお立場から、6回までの中で決めてあるものをここで書き換えるというのはいかがなものでしょうかというようなお考えもあったと思うのですが。私は、6回までと決めたものであっても、明らかにここは、今この時点で気がついた、もっといい提言書になるというものであるならば、それを委員さんが意見としておっしゃるのは、ありなのかなと思って聞いておりました。

今、さらに委員長さん、それを確認して、委員さん、そうおっしゃっていますけれども、この記述でよろしいでしょうかという確認も御丁寧に取っていただいて、我々6名がそのままでいいですよということだったので、この検討委員会としては、この形なのかなという。これは、話の筋としてはきちんとしているのかなというふうに聞いていたのですけれども。委員長、いかがでしょうか。

○委員長 ありがとうございました。先生おっしゃることも、そのとおりの部分もあろうかと思います。

ただ、先ほど来の保護者負担の部分の御発言については、発言者もそのとおりに載せてもらいたい、 そういう発言があって議論したことは事実なので。先ほど改めて伺ったところ、これ、事実誤認だと か間違えたとかということであれば、それは修正ということはあるかもしれませんけれども、基本的 には、こんな形でよろしいのではないかなというふうに私は思っていますので。

それで、時間の関係もありますので。

○委員 1点、委員にお尋ねしたいのですけれども。今、話を聞いていると、思いつきで仕出し弁当 の話とか一般的な話をされて、断言でいいのかなという話をされていましたけれども。私は、給食に 詳しい委員さんの御提案がいいかなと思うのですけれども。別途対応が必要であるとかいいのかなと。

あと、思いつきで、給食費が高くなるのではないのかとおっしゃっていましたけれども、そこら辺が議論も全く事実もないので、そこは別途対応が必要とか、もしくは可能性があるとかいう表現のほうがいいのではないのかなと考えております。

○委員長 その話は先ほど終わった話ですので。先ほど、ほかの5名の方は、採決はしませんでしたけれども頷いてくれて、それでよろしいと決まった話ですよね、委員さん。

- ○委員 これ、委員さんの発言を聞いて、私が発言して。
- ○委員長 分かりました。
- ○委員 先ほども委員さんのほうにお話をさせていただきましたけれども、今の委員長の発言も、委員さんにどうですかという意見を求めている、回答を求めているのですが、その回答が一向に得られない状況で、また違う話をかぶせてくるというのが先ほど来、続いているかと思うのですが。無意味と言ったら申し訳ありませんが、全然、建設的な話ではないので、ここで打ち切ったほうがいいかなと思います。
- ○委員長 それでは、採決は前回お話をしておりますので、改めて採決を行いませんが。
- ○委員 ここのところ、給食が提供できず、保護者に負担を強いることになるというのは、私の認識 としては根拠もない。
- ○委員長 根拠がないとしても、委員が発言して事実を載せているだけです。
- ○委員 発言、事実ということでいいんですよね。
- ○委員長 本人の希望で載せているだけです。
- ○委員ということでいいのですね。
- ○委員長 はい。
- ○委員 分かりました。
- ○委員長 前回採決を行っておりますので、改めて採決ということは行いませんけれども。この後、 教育長の予定も取っていただいておりますので、委員全員で、御出席の委員の皆さんで教育長に報告 をさせていただきたいというふうに思います。反対された方もいると思いますけれども、メンバーの 1人として、ぜひ御出席いただき、場合によっては、そこで簡単にお願いしたいと思いますけれども、 御発言があれば言っていただければと思います。

そういうわけで、7回にわたりまして委員会を開催させていただきました。最終的な意見の全会一致という形は得られませんですけれども、お集まりいただいた委員の皆様方がそれぞれ、これからの白井市の学校給食どうしていったらいいだろうかという、それぞれのお立場、お考えで意見交換ができたのかなというふうに思っております。

私こういった、いわゆる第三者委員会みたいな委員を務めるのは初めての経験でございましたけれども、そういった形で市の将来にわたって、みんなで考えた提言を教育長のほうに提出できるということは、かつて私も白井の職員として仕事に携わった経験から本当にうれしく思っております。

そういったことで、1年8か月ですか、長きにわたりまして御協力いただきまして、本当にありが とうございました。厚く御礼を申し上げます。

- ○ありがとうございました。(拍手)
- ○委員長 では、事務局にお返しします。
- ○事務局 ありがとうございました。

それでは、そのほかということで、何かございますか。

○委員 いろいろな考え方があって、私は反対させていただいているのですけれども。今回、最終回ということなので、私がなぜこういった発言をさせていただくのか。ごく少数の意見かもしれません。ですけれども、私はこの忌憚のない意見を述べさせていただく根拠としましては、桜台にとって、これまで自校給食をずっと続けてきたことを肯定したいと考えております。全てがセンターになったら

面白くないと。白井市の豊かな地域社会の発展のため、20年後、30年後、もっと先を、未来を見据えて意見を述べております。

ほかの地域とかを見たときには、成田市は給食センターから親子方式に切り替えて、今どんどん移行中です。ところもあれば、流山市のところは自校方式、親子方式があったりとか、様々なある中で、この桜台、地域の特色として残したいということで発言させております。

これまで忌憚のない意見をさせていただいて本当にありがとうございました。私自身、浮いている存在ですけれども、ちゃんと白井市のことを考えて発言させていただいております。本当に失礼なことを発言し、気分の悪いことを伝えたかもしれませんけれども。本当にこれまでこういった場で発言させていただきまして、本当にありがとうございました。

 $\bigcirc$ 

○事務局 ありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、続きまして閉会に入らせていただきます。

令和2年度から足掛け3年ですか、続きましたこのあり方検討委員会も、本日で最後となります。 委員さんの中にはお忙しい中、本日も含め7回も足を運んでいただき、今後の白井市のためにたくさんの御意見を頂きました。

また、毎年、事務局のメンバーが替わって、いろいろ御迷惑をおかけしたことが多々あったにもか かわらず、いつも丁寧に対応していただきました。感謝申し上げます。

そして、委員長、長い間、本当にお疲れさまでした。各委員さんの様々な意見を吸い上げていただき、議論の中心から外れないようまとめ、進めていってくださいました。ありがとうございました。 そんな委員長、委員の皆様に、拍手でお礼の気持ちをお伝えさせていただきます。ありがとうございました。 (拍手)

それでは、第7回白井市立桜台小学校・桜台中学校給食のあり方検討会及び3年にわたるあり方検 討委員会の一切を終了させていただきます。これまで白井市のために本当にありがとうございました。 午後4時15分 閉 会